

平成21年8月17日

鹿児島県医師会長 殿

鹿児島県保健福祉部健康増進課長

### 新型インフルエンザ入院サーベイランスについて

本県の新型インフルエンザ対策につきましては、日頃から御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、国においては新型インフルエンザによる重症者の発生動向や、病原性の変化を把握するため、標記サーベイランスを実施することになりましたので、下記について御協力くださるよう貴会員への周知をお願いいたします。

#### 記

- 1 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認したときは、最寄りの保健所へ連絡するとともに、検体を採取する。  
(インフルエンザ迅速診断キットB型陽性である等、新型インフルエンザ(A/H1N1)であることが除外される場合を除く。)
- 2 保健所からPCR検査陽性の報告を受けたときは、速やかに別紙を保健所に提出する。
- 3 入院が継続するときは、上記2の届けを毎週月曜日に保健所に提出する。

#### 連絡先

健康増進課 感染症保健係

担当 米澤, 鶴園

直通 099-286-2720

## インフルエンザ入院サーベイランス

### 第1 目的

新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された入院患者の数及びその臨床情報を把握することにより、当該感染症による重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とする。

### 第2 実施の概要

- 1 すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合（ただし、インフルエンザ迅速診断キットB型陽性である場合等、新型インフルエンザ（A/H1N1）であることが除外される場合を除く。）、所管の保健所に対し連絡を行う。また、当該医療機関においては、極力、患者の検体を採取しておくこととする。
- 2 当該連絡を受けた保健所は、患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査を行うよう依頼する。
- 3 PCR検査が陽性だった場合、保健所は、患者の入院する医療機関に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。
- 4 また、保健所は、患者の入院する医療機関と連携し、患者の臨床情報を、週に一度、原則として報告日の前日に更新するものとし、更新した最新の情報を火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県等の本庁に報告する。

### 第3 厚生労働省に対する連絡

- 1 都道府県等は、第2の3で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。  
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。
- 2 都道府県等は、第2の4で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。  
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

#### 第4 実施時期

通年、実施することとするが、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大し、患者数が多くなった時期には、上記の運用方針（報告方法、報告様式等）について、適時に見直しを行う。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

#### 第5 その他

- 1 第2の2で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。
- 2 本サーベイランスにおいて報告の対象となるインフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものとは、すなわち、一定程度以上の重症患者である。

## インフルエンザ入院サーベイランス

問1 入院したインフルエンザ様症状を呈する患者の検査をするのはなぜですか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者のうち、重症になる者を把握することにより、重症化及びウイルスの性状変化を早期に把握する観点から、インフルエンザ様症状を呈する入院患者を把握した場合、確認検査により、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者であるかどうかの判別を行い、臨床情報を把握します。

問2 インフルエンザの患者について、入院紹介元もしくは入院紹介先の医療機関のうち、どちらが保健所に報告するのですか。

入院したインフルエンザの患者が新型インフルエンザであった場合、臨床経過を把握する必要があること等から、入院した先の医療機関が、当該患者について保健所へ報告するようお願いします。

問3 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後も、全ての入院患者について検査を行いますか。

当該時期における方針については、適時、見直すこととします。

問4 インフルエンザ定点医療機関においては、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者について、インフルエンザの届出と同様の様式、方法で、報告する旨の記載があるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者数等は、インフルエンザの患者数を合計して、報告してよいか。

問題ありません。

